

平成 24 年度第 4 回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成 24 年 9 月 21 日（金） 午後 2 時から
 場 所 日進市役所本庁舎 4 階第 1 会議室
 出 席 者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子（委員）、神野建三（委員）、
 竹内由美子（委員）、住田穂積（委員）、黒須則明（委員）、仲龍典（委員）、
 欠 席 者 森内初美（委員）
 事 務 局 吉橋一典（企画部長）、小林正信（企画部次長兼企画政策課長）、
 川合陸仁（企画部主幹）、蟹江健二（企画政策課課長補佐）、
 柏木晶（企画政策課係長）

傍聴の可否 可
 傍聴の有無 あり（1 名）
 次 第 1 開会
 2 あいさつ
 3 議題
 （1）自治基本条例の見直しについて
 4 その他
 5 閉会

配 布 資 料 ①資料 6：県内自治体における総合計画のあり方検討状況
 （H24 年 5 月愛知県市長会調べ）
 ②資料 7：日進市総合計画の方向性決定事項
 ③日進市自治基本条例の検証について（答申）（案）
 ④日進市自治基本条例の検証結果について（案）
 ⑤第 5 次日進市総合計画マンガダイジェスト版

発 言 者	内 容
事 務 局	1 開会
事 務 局	2 あいさつ（企画部長）
事 務 局	議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。 （資料確認）
事 務 局	それでは、進行を会長にお願いします。
会 長	傍聴者が 1 名お見えになりますので、許可してよろしいでしょうか。 （異議なし）
会 長	それでは、入室してください。 （傍聴者入室）
会 長	それでは、議題（1）自治基本条例の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

発 言 者	内 容
事 務 局	<p>資料 6・資料 7 について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内自治体における総合計画のあり方検討状況について ・ 日進市総合計画策定方針の決定事項について <p>資料「日進市自治基本条例の検証結果について（案）」について説明</p>
会 長	<p>ありがとうございました。事務局から、これまでの委員会の総括も含めて資料の説明がありました。この委員会のミッションでもありますが、自治基本条例第 28 条に「この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうか」とあります。これが検証において一番大きな視点になると思います。それでは、どの分野、どの部分でも結構ですのでご意見はありますか。</p>
委 員	<p>今回の答申における非常に大きなポイントとして、市民への周知、認知がうまくいっていないと言うことがあります。基本条例が制定された頃は、議会や広報等で耳にする機会が多かったことから、20%程度の認知度であったということですが、現在では 10%程度と、非常に低くなっている。この要因を、どのように分析していますか。</p>
事 務 局	<p>資料（自治基本条例の検証結果について（案））6 ページに記載してありますように、条例が制定された当時は、様々なツールを通じながら自治基本条例の PR を行ってきました。本来継続的に実施すべきものでありますが、最近では市民への PR を怠ってきたと反省しています。認知度が下がった要因の 1 つは市民への PR 不足、もう 1 つは、新たに転入された方への情報提供をしていなかったことが要因だと思います。そのようなことから、大学連携によって制作された「第 5 次総合計画マンガダイジェスト版」を、今年 4 月から、日進市へ転入された方にお配りする転入セットの中に加え、転入者への PR をはじめました。また、市民参加及び市民自治活動条例、住民投票条例が完成時においては、市広報に特集記事を掲載しました。</p>
委 員	<p>委員会からの答申ということで、少しでもこの答申が役に立ってほしいと思います。そこで、6 ページの (4) に、「市民主体の自治」の実現に向け、条例の基本理念が市民に浸透していくよう、周知に努めていただくことを求めます。」とありますが、もう少し具体的に「広報活動を積極的にするなどして」等の文言を入れた方が丁寧だと思います。実際のアンケート調査結果でも認知度が低くなっていることから、「～するなどして」「連携して」等、具体的に示した方が良いと思います。</p>
委 員	<p>私も、具体的に何かを行った方が良いと思います。参考までに、市民参加条例の完成記念フォーラムは、ワールドカフェスタイルで行いました。また、条例は市民にとって煩わしいので、もう少し浸透しやすいようにマンガ等で伝えるのも 1 つの案だと思います。</p>
会 長	<p>11 月 3 日文化の日は、日本国憲法施行の日です。当時の GHQ は、軍国主義の国を文化立国に変えるという意味合いで、憲法施行の日を文化の日としました。しかし、戦後の日本は、明治の富国強兵において経済立国に向かうことになったの</p>

発 言 者	内 容
	<p>が実態です。自治基本条例施行後 5 年が経過しました。自治基本条例制定の日、または施行の日を、文化の日のように日進市にとって大事な記念日とし、「住民との共存共栄の日」でも、「まちづくりの日」でも結構ですが、その日に集約して各種イベントを開催することも、認知度を上げるひとつの方法だと思います。その時に、単に認知度を上げることを目的とするのではなく、自治基本条例がこのような形で市民の役に立っているということを、市民参加及び市民自治活動条例等とセットで周知する必要があると思います。例えば、自治基本条例によって最も基本的なところを守り、それを具体化するものとして、市民参加及び市民自治活動条例や情報公開条例等の個別条例によって、市民のプライバシーや市民の権利を保障しているということを、イベントの冒頭で認識していただき、総論が分かった上で、高齢者、外国人、障害者などそれぞれの分科会に分かれて議論をしていただくというのも良いと思います。</p> <p>昔、京都府政が「憲法を暮らしの中に生かす」というスローガンを掲げ、憲法を身近なものにしました。教育施策であろうが、産業施策であろうが、すべて憲法に結び付けて考えています。このような手法をとれば、否が応でも認知度は上がってくると思います。是非、抽象的な憲法論ではなく、日々の暮らしに自治基本条例が役立っているという文脈で啓発していただきたいと思います。</p>
委 員	<p>私が今回、自治推進委員会委員に応募した理由としては、多くの市民が関わって策定された自治基本条例の理念を、多くの市民へ浸透させたいと思うからです。私が思うのは、自治会には連合会がないため、横断的な横のつながりがないことが、浸透しない 1 つの要因ではないかと思います。今後もこの委員会において協議し、在任期間の中で、色々な提案をしていきたいと思っています。</p>
委 員	<p>「自治基本条例を知っていますか？」と市民に質問したとしても、名前が難しすぎて「知りません」と答えるのが普通のリアクションではないかと思います。もう少しかわいいネーミングであるとか、条例そのものは知らないが、「日進市は市民を中心に活性化していきたいと考えています。市民の声を歓迎しているということを理解していますか？」と問えば、認知度は変わってくると思います。私が以前行いましたコミュニティ関係のシンポジウムで、最後に質疑応答や自由意見を記入していただいたことがありました。非常にたくさんの方から、様々な意見をいただきました。自分の考えを持っている方はたくさんいると思いますが、その意見を積極的に表現しようという方は多くないかも知れません。そういう意味では、その意見をさりげなく捨てる場を多く提供していくことが、市にとっても、市民にとっても有益だと思います。</p>
委 員	<p>私もそう思います。先日開催された市民参加及び市民自治活動条例のフォーラムにおいても、行政の一方的な説明などは誰も興味を持ちませんので 10 分程度にし、市民同士が、「今後日進市をどんなまちにして行こうか」等いくつかのテーマに沿って話し合うスタイルをとりました。自分の考えを模造紙に書き込むだけでもいいと思いますが、このようなスタイルは多くの意見も出るとは思いますし、参加された人の学びもあります。条例との結びつきについても理解を深めることができ</p>

発 言 者	内 容
	るのではないかと思います。
委 員	この自治基本条例について関心の高い人ばかりではなく、幅広く市民へ周知していくためには出前講座が効果的だと思います。自分の利害とは関係の無い理念の浸透は簡単ではないとは思いますが。事務局からも色々提案していただきたいと思えます。
会 長	自治基本条例施行から5年が経過し、自治基本条例が予定している個別の条例はすべて整備されました。その上で、第1条でいう市民主体の自治の実現をこれから図っていくこととなります。また、市民主体の自治の推進にふさわしいかどうか検証することとなります。この「市民主体の自治の推進」、「市民主体の自治の実現」を通り一遍のものではなく、声の大きな市民の意見だけが通るのではなく、サイレントマジョリティも含めて、市民の声の聞き方も、より進化させる必要があると思えます。先程の話にもありましたように、その手法もそうです。例えば、市役所の説明を50分行い、市民の意見を10分もらうのではなく、市役所の説明を15分から20分程度にし、市民の声を聞く十分な体制をつくること。そのような市民自治を推進する道具立ては、この5年間で揃いましたから、あとはこれを実際に活用し、通り一遍の市民参画ではない市民自治の実現に向けて、日本の他の自治体に先駆けてチャレンジしてほしいと思えます。
委 員	今回の検証結果の報告資料のとおりで良いと思えます。今回この会議で出された意見としては、未だ条例の認知度が低いから、もう少し周知徹底する必要があるということだと思います。具体的な事例は非常に少ないが、住宅地の魅力向上やセーフティー24などいくつかの市民協働での取り組みがあると思えます。そのような取り組みと、自治基本条例を結び付けて説明すると、効果的だと思います。この条例がこのように役立つということを、具体的な事例を提示して周知していくことが必要ではないでしょうか。現時点では始まったばかりで、まだ評価のしようがないが、これから5年間でどのように変わるか見ていく必要があります。
会 長	各部各課で実施している様々な事業を、全て自治基本条例に結び付ける。憲法を暮らしの中に生かすということです。
委 員	8月31日に、福島第一原発の関係で、3事故調査委員会の報告会が開かれました。その内、民間の事故調査委員会の委員である元検事総長が、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする憲法第25条違反が起きたのであるから、憲法を遵守する義務を有する国は「憲法違反の責任を取る必要がある」と主張しました。自治基本条例についても、そのような観点で見ると、活用の幅が広がるのではないと思えます。
委 員	今回、自治基本条例に基づく住民投票条例が策定され、市広報誌に記事が掲載されていました。そのQ&Aに、「住民投票の対象になるのはどんなこと？」とあり、例として市町村合併や公共施設の建設などと記載がありました。このように、自治基本条例も具体的な事例を挙げて説明していくことが大切だと思います。
会 長	条例がすべて揃ったことを記念して、これから新たな一步を踏み出すという意味

発 言 者	内 容
	でシンポジウムを開いても良いかもしれませんね。
委 員	認知度は、アンケートの仕方によって変わってしまうと思います。「条例の名前を知っていますか？」だと知らないと答える人が多くなると思いますが、「この条例があって、このようなことを実施していますが、それを知っていますか？」或いは「このようなことに満足していますか？」という形でアンケートを行うと認知度は変わってくると思います。今後、自治基本条例の認知度又は満足度を調査する場合はアンケートの仕方を工夫した方が良いと思います。
委 員	理念の普及は非常に難しいことで、これについては事務局に期待をしております。アンケートを回答してくれる人も少ないのではないのでしょうか。どのような人を対象としたのですが。
事 務 局	小学校区ごとの人口割合にある程度比例するように、市内在住の 3,000 人を無作為抽出して行いました。
委 員	認知度を高めることに繋がるのではないかと思いますのですが、行政区には、その地域に居住する住民から様々な要望が出てきます。先日も、名古屋市に通う女子高生がバス停からの帰路に痴漢にあったとの相談を受けました。安全な道を通っていただくようお話ししましたが、実際の解決にはなっていないと思います。警告看板や監視カメラ、防犯灯の増設など対応したいところですが、行政区ではすぐに対応できないのが現実です。相談を受けてすぐに解決できない。これでは、住民の安心安全な生活が確保できないと思います。一律の市の定める基準では対応できないような事例に対して、地域のニーズに合った対応ができるように、自治基本条例及び委任条例が活用できるようになれば、認知度も上がってくるのではないかと思います。
委 員	非常に難しいと思います。私が全責任を持つことになれば、国の法律を無視して、以前からこの委員会で話していること、例えば、危険な箇所には区長権限で防犯灯やカーブミラーを自由に設置する。また、パトカーや消防車、救急車など県が所管する警察と市の所管する消防の縦割りを無くすことによって、無意味に複数台の車両が現場に向かうことを制限します。このようなことができるようになるということです。
会 長	自治基本条例をつくり、市民自治を充実させることは、既存の国の法律ありきではありますが、それだけではなく、まず自分の身近なところから、自分たちのルールを自分たちで決めていくという社会に変えていこうというのが地方分権であり、市民自治です。極論ではありますが、別に国の法律を知らなくても、地域の人々の常識、コモンセンスを集めて、このルールを法律違反とするならば、それは法律がおかしいという方向に社会を変えていくのが市民自治です。地域のことは地域で決めるということを基本において、その地域のあり方が区であったり、市であったり、県であったり、その後日本がきて、アジア、国連という順番に変えていくと言うのが基本姿勢です。決める以上は、地域が責任を持つという社会に変えていくという一環です。もちろん法律はありますから軋轢はあると思

発 言 者	内 容
	ますが、そのような方向に社会を変えていく、或いは、法律の解釈を変えていくということが狙いでもあります。このようなことを通じて市民自治のまちをつくっていくことになります。
委 員	日進市の中に、市民参加モデル地区をつくってみてはどうですか。
会 長	理想論として言えば、それぞれの団地でコミュニティルールをつくる。例えば、軽井沢ではピアノを弾くのは午前中と決めています。その地域の住民同士でつくって守っています。市内の様々な地域でコミュニティルールがあり、その集大成として、ローカルルールとしての日進市の条例があり、その広域版として愛知県条例があり、日本の法律があるということです。国から言われてつくるのではなく、まず自分たちの生活を良くする為のコミュニティルールを各地域でつくり、市内の圧倒的多数の地域で同じルールが出来たら、日進市で条例としてルール化する。その方が、国民、住民の納得度が非常に高いと思います。理想論だとは思いますが、そのような考え方の社会になるための市民参画です。その声明の表れが自治基本条例になります。
委 員	今の話に通じるものとして、ある地域の元区長の話ですが、近頃は犬のフン公害が多いらしく、苦情も多い。犬を指導する人に聞くと、自宅でフンをしてから散歩に連れて行くようしつけを行えば、犬は自宅以外でフンをしなくなるそうです。これを先程のローカルルールとして、市全体で呼びかければどうかと思います。
会 長	大府市や岩倉市のモデル地区において、NPOによる地域猫の不妊・去勢手術を行っています。これも現時点ではコミュニティルールの段階だと思いますが、これから市の条例として広げていくことになるかも知れません。このような過程で人は育っていきます。コミュニティルールをつくる時は、賛否両論あると思いますが、そこで調整を行い、コミュニティルールの策定までたどり着くことによって、成熟した市民が誕生していくことになると思います。このような訓練をしていれば、住民投票を行っても妥当な判断が出てくると思います。それでは、日進市自治基本条例の検証について答申（案）の説明を事務局からお願いします。
事 務 局	資料「日進市自治基本条例の検証について（答申）（案）」について説明
会 長	今日の議論を聞いて、2点程修正をお願いします。1点目は、自治基本条例に定められた委任条例は、この5年間で全て整備されたことについての評価を前段に入れていただき、もう1点は、後段に条例の認知度を上げる手段を講じられたいと加えてください。あと、答申の検証内容と検証結果の資料がリンクしていることが分かるように、答申内に加えていただきたいと思います。
事 務 局	次回答申となりますが、修正した答申文の確認はどうでしょうか。
委 員	会長に一任します。
会 長	それでは、事務局と調整させていただき、その結果を委員全員に事前に通知することにします。
委 員	「判明」という表現が重く感じます。
会 長	では、その部分も事務局で訂正していただきますようお願いいたします。

発 言 者	内 容
事 務 局	では、会長と調整の上、各委員に通知させていただきます。
会 長	それでは、事務局から議題4その他についてお願いします。
事 務 局	今回は、10月31日（水）午後2時から開催する予定です。会長から市長に答申を提出していただきます。また、防災室から3.11からの国・県の動きや市の地域防災計画及び職員初動マニュアル等の進捗状況について報告させていただきたいと思います。
会 長	この委員会では、自治基本条例の第1条に規定されている「市民自治の推進」について検証していることから、防災計画をつくるときに、市民自治という観点から、どのようなことを市民に期待し、どのようなことを行政が担当し、全体として、行政や市民の力を総動員してどれだけ死傷者を減らすのか、或いは、まちの被害を減らすのかと言う観点から、防災担当課からの意見を伺うということになるかと思っています。
委 員	防災に関する市の役割と、地域の自主防災会の役割のすみ分けが非常にあいまいだと思います。地域の実情によって、様々な特徴を持った自主防災会がありますが、地域に見合った連携ができていないのではないかと思います。
委 員	自主防災会がやるべきことなのか、区としてやるべきことなのか、この仕分けもはっきりしていないと思います。
委 員	自治会や地域のNPOによって組織された自主防災会には、市から最高5万円の補助がありますが、区で組織した防災会などに対しては補助金が出ません。
委 員	私の地域の自主防災会も10年ぐらいの歴史がありますが、東日本のような大震災が起きた場合、区や自治会と普段から連携を図っていないと、活動できないと思います。
委 員	非常に単純なことですが、いざ災害が起きた場合、区長に指示が行くのか、自主防災会の会長に行くのか。それさえも曖昧だと思います。
事 務 局	市の初動マニュアルにおいても、現在は課等所属単位で何を行うか決めてあります。現在、自宅から一番近い避難所に行き、地域の担当を決めていくような見直しを進めています。そうすることによって、メンバーも固定され、課の異動等があってもメンバーに変動がありません。
会 長	実際に機能しないのでは意味がないため、機能する体制をつくっていただきたいと思います。実際に災害が起きた場合、どのように活動するのは一番問われることです。次回、防災担当に直接聞いてみましょう。それでは、以上で第4回自治推進委員会を終了させていただきます。
	(閉会 16時00分)